

全国介護保険担当者会議資料

(第2分冊)

平成12年3月8日(水)

介護保険制度実施推進本部

居宅介護支援事業者等の 給付管理業務について

○本資料は、指定居宅介護支援事業者等において介護支援専門員が行う給付管理業務について説明するものであるが、基本的には、これまで「介護支援専門員補習研修・研修資料」として提示した資料の最終版として提示するものであることを申し添える。

目 次

- ①「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準の一部改正について」（平成12年3月1日老企第38号）／3
- ②給付管理業務について／7
 - (1)給付管理業務の必要性／7
 - (2)給付管理業務の流れ／8
 - ①居宅サービス計画対象月の前月末までの作業／10
 - ②居宅サービス計画対象月の作業／12
 - ③居宅サービス計画対象月の翌月初の作業／13
 - (3)給付管理業務における帳票作成／14
 - (4)利用者が居宅サービス計画を自己作成する場合について／50
- ③「サービス利用票」・「サービス利用票別表」記載例／53
 - (1)「サービス利用票」と「サービス利用票別表」の関係／54
 - (2)種類支給限度基準額の算出方法／55
 - (3)区分支給限度基準額の算出方法／56
 - (4)事業者が料金割引を設定している場合／57
 - (5)特別地域加算の算出方法／58
 - (6)他法との公費調整／59
 - (7)同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合／60
 - (8)「身体介護中心型」又は「複合型」の家事援助の比重が高まる場合／61
 - (9)2人の訪問介護員等（うち1人が3級ヘルパー）による訪問介護の場合／62
 - (10)早朝・夜間、深夜の訪問介護の場合／63
- ④居宅介護支援事業者における「介護報酬情報提供システム」の活用について／65